千早赤阪村職員の服装に関するガイドライン

１．趣旨

このガイドラインは、村民・来庁者等に対し信頼と清潔感を与える身だしなみを常に心がけ維持しつつ、季節や気温に適した服装により快適な勤務環境を保つことで、職員のストレス軽減、健康増進及びモチベーションの向上を図り、公務能率及び住民サービスの向上を目指すとともに、職員が業務内容や勤務環境に応じた適切な服装を自ら選択できることで、職員個人の多様な価値観の尊重や職場全体の魅力向上につなげます。

また、気候に合わせた服装を自ら選択できるようにすることで、省エネルギーの一層の推進を図る。

２．基本方針

（１）職員の服装は、村民・来庁者等に不快感を与えず、信頼感と清潔感を与える服装とすること。

（２）業務の内容や季節、場所、来客対応の有無などに応じて、TPO に適した節度ある服装を選択すること。

（３）通年で軽装（クールビズ等）勤務を実施し、働きやすさと健康の維持、省エネルギーにも配慮すること。

（４）服装の自由度を高める一方で、職員一人ひとりが自らの服装を点検し、節度を持って判断すること（服装等に関し気になる点があれば、職員間で話しあい柔軟で活力ある職場の醸成を目指す。）。

（５）職員として識別できるよう名札は必ず着用し、見えるようにすること（所属長の判断により着用を不要とする場合もある。）。

３．対象職員

全職員（再任用職員、任期付職員、会計年度任用職員等を含む）

４．期間

通年（令和８年 11 月 10 日から実施）

５．実施内容

年間を通じて、ノーネクタイ、ジャケットの非着用等の軽装による勤務を可能とする。

６．服装の目安

別紙「TPO に合わせた服装基準ガイド」を参考に、清潔感があり、節度をもった服装とすること。

別紙

TPOに合わせた服装基準ガイド

・TPO：Time（時間）　Place（場所）　Occasion（場面）

　その時、その場所、その場面にふさわしい服装や振る舞いを考えること。

・服装に一律の「正解」があるわけではありません。大切なのは、「いつ・どこで・誰と接するか」を意識し、その場にふさわしい装いを選ぶことです。

　村役場には、窓口対応、現場業務、会議、式典など、さまざまな場面があります。職員一人ひとりがTPOを意識し、相手に清潔感や信頼感を与える身だしなみを心掛けましょう。

・「清潔感」とは、高価な服装や華美な装いを指すものではありません。相手に不快感を与えず、安心して接してもらえる印象づくりのことです。

　服装だけでなく、髪型、靴、しわや汚れ、香りなども、清潔感を左右する要素になります。

・服装は、それぞれの業務内容や場面に応じて判断することを基本とします。

　TPOに合わせた身だしなみを考える際の目安を以下のとおり示しますので、参考にしてください。

Ⅰ．フォーマル

　式典や公式行事、重要な会議などを想定した服装

Ⅱ．スタンダード

　会議や行事など庁外の方の目に触れる場合を想定した服装

Ⅲ．カジュアル

　執務室内での勤務・現場作業を想定した服装

【トップス】

◎必ず着用　　〇着用可能　　△着用しなくてもよい、もしくは条件付きで　　×着用不可

<table>
<tr><th>服装</th><th>フォーマル</th><th>スタンダード</th><th>カジュアル</th></tr>
<tr><td>ジャケット
（スーツ）</td><td rowspan="7">スーツ（上下）、襟付きシャツ、ネクタイ、ビジネスシューズを基本とし、女性職員はこれに準じた服装とする（公のクールビスの期間は、主催者側で指定があれば、ジャケット・ネクタイ不要）</td><td colspan="2">△
※ノージャケット可</td></tr>
<tr><td>ネクタイ</td><td colspan="2">△
※ノーネクタイ可</td></tr>
<tr><td>ブラウス</td><td colspan="2">〇</td></tr>
<tr><td>カーディガン・
ベスト</td><td colspan="2">〇</td></tr>
<tr><td>カットソー</td><td colspan="2">〇</td></tr>
<tr><td>ノースリーブ
※タンクトップは不可</td><td colspan="2">△
※過度な露出でないもの</td></tr>
<tr><td>ワンピース</td><td colspan="2">△
※過度な露出でないもの</td></tr>
<tr><td>ポロシャツ
※襟立てしないこと</td><td>×</td><td>△
※村の PR または施策の推進につながるもの
or 村から支給しているもの
or 華美でないもの</td><td>△
※目を惹く大きなロゴ・キャラクターのデザインでないもの</td></tr>
<tr><td>開襟シャツ</td><td>×</td><td colspan="2">〇</td></tr>
<tr><td>T シャツ、トレーナー</td><td>×</td><td colspan="2">△
※村の PR または施策の推進につながるもの
or 村から支給しているもの
or 華美でないもの（無地、ワンポイント程度のデザインとする）</td></tr>
<tr><td>パーカー</td><td>×</td><td colspan="2">△
※村の PR または施策の推進につながるもの
or 村から支給しているもの</td></tr>
<tr><td>ジャージ</td><td>×</td><td colspan="2">△
※村の PR または施策の推進につながるもの
or 村から支給しているもの</td></tr>
<tr><td>セーター・
タートルネック</td><td>×</td><td colspan="2">〇</td></tr>
<tr><td>フリース</td><td rowspan="2">△
※屋外での防寒目的に限り、主催側で問題なければ可</td><td colspan="2">〇</td></tr>
<tr><td>防寒着
（ダウン、ジャンパーなど）</td><td colspan="2">△
※屋外での防寒目的に限り可</td></tr>
<tr><td>作業着</td><td>△
※作業が伴う場合のみ、主催側で問題なければ可</td><td>△
※職場に応じて必要な場合</td><td>〇</td></tr>
</table>

【ボトムス・その他】

◎必ず着用　〇着用可能　△着用しなくてもよい、もしくは条件付きで　×着用不可

服装	フォーマル	スタンダード	カジュアル
スラックス・スカート	◎	〇	
チノパン（作業着）	△ ※作業が伴う場合のみ、主催側で問題なければ可	〇	
ワイドパンツ	×	〇	
ジーンズ	×		
スウェット	×		
ハーフパンツ・ミニスカート（ショートパンツ含む）	×		
革靴（ローファー含む）	◎	〇	
スニーカー（ランニングシューズ）	×	△ ※華美でないもの	
パンプス	◎	〇	
ジャージ	×	△ ※村の PR または施策の推進につながるもの or 村から支給しているもの	
サンダル・ミュール（ヒールの有無問わず、クロックス等含む）	×	△ ※華美でないもの 執務室内のみに限り可 来庁者等と接する場合は靴に履き替えること 公用車運転中は靴に履き替えること ビーチサンダルなどつま先を覆っていないものは不可	

※業務上、上記以外の服装の指定がある場合は、それに従うこと。

※上記以外の服装を一律に禁じるものではありません。

※個々の服装の適否は各所属においてご判断ください。

※イベントの性格上、統一的な服装が必要なときは、主催所管が服装の指定を行うこと。

※その他作業服など、所属ごとに業務に必要な服装については適宜、所属長が判断し認めることとする。

※パーカーやジャージ、スウェットの着用は原則不可（村の PR になるものや支給しているものに限る）としますが、小中学校、ひまわり、金剛登山等で運動等が伴う場合に限り、例外的に可とします。